

訪問看護医療DX情報活用加算について

2024年度診療報酬改定に伴い、当訪問看護ステーションでは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、電子資格確認（オンライン資格確認）により、利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高いサービスを提供します。これにより、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

【加算内容】

訪問看護医療DX情報活用加算 50円／月

【対象者】

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）をご利用されている方

【施設基準】

- （1）電子情報処理組織の使用による訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求（オンライン請求）を行っていること。
- （2）電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有していること。
- （3）医療DX推進の体制に関する事項、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- （4）（3）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

【資格情報の提供について】

資格情報の提供は患者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療DXを通じた質の高いサービスの提供にご理解、ご協力をお願いいたします。

2025年6月1日

医療法人社団 和敬会

みきやま訪問看護ステーション